

議第 4 1 号

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 7 章 略</p> <p>第 8 章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第 1 節～第 4 節 略</p> <p>第 4 節の 2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 1 3 1 条の 2—<u>第 1 3 1 条の 4</u>）</p> <p>第 5 節 略</p> <p>第 9 章～第 1 6 章 略</p> <p>付則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(16) 略</p> <p>(17)多機能型 第 7 9 条に規定する指定生活介護の事業，第 1 2 4 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業，第 1 3 4 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業，第 1 4 5 条に規定する指定就労移行支援の事業，第 1 5 6 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 1 6 9 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号）。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 7 章 略</p> <p>第 8 章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第 1 節～第 4 節 略</p> <p>第 4 節の 2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 1 3 1 条の 2—<u>第 1 3 1 条の 5</u>）</p> <p>第 5 節 略</p> <p>第 9 章～第 1 6 章 略</p> <p>付則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(16) 略</p> <p>(17)多機能型 第 7 9 条に規定する指定生活介護の事業，第 1 2 4 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業，第 1 3 4 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業，第 1 4 5 条に規定する指定就労移行支援の事業，第 1 5 6 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 1 6 9 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号）。</p>

以下「指定通所支援基準」という。) 第4条に規定する指定児童発達支援の事業，指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業，指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

## 2 略

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1) 略

(2) ～ (4) 略

(居宅介護計画の作成)

第27条 略

2 サービス提供責任者は，前項の居宅介護計画を作成した際は，利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに，当該居宅介護計画を交付しなければ

以下「指定通所支援基準」という。) 第4条に規定する指定児童発達支援の事業，指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

## 2 略

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所，施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1) 略

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3) ～ (5) 略

(居宅介護計画の作成)

第27条 略

2 サービス提供責任者は，前項の居宅介護計画を作成した際は，利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに，当該居宅介護計画を利用者及びその

ならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 略

2・3 略

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第51条 略

2～6 略

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児

同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 略

2・3 略

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第51条 略

2～6 略

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児

入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第62号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。）第45条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第59条 略

2・3 略

（療養介護計画の作成等）

第60条 略

入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第62号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。）第45条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第59条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 略

（療養介護計画の作成等）

第60条 略

<p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p>	<p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p>
<p><u>3・4 略</u></p>	<p><u>4・5 略</u></p>
<p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（<u>利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、</u>前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>6 サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>7 サービス管理責任者は、<u>第5項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。</p>
<p><u>8・9 略</u></p>	<p><u>9・10 略</u></p>
<p><u>10</u> 第2項から第7項までの規定は、第</p>	<p><u>11</u> 第2項から第8項までの規定は、第</p>

8 項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第 61 条 略

(従業者の員数)

第 80 条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第 8 章、第 9 章及び第 15 章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア) から(ウ) までに掲げる平均障害支援区分(市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに掲げる数とする。

(ア) ～(ウ) 略

イ 略

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うた

9 項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第 61 条 略

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第 80 条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第 8 章、第 9 章及び第 15 章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア) から(ウ) までに掲げる平均障害支援区分(市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに掲げる数とする。

(ア) ～(ウ) 略

イ 略

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓

めに必要な数とする。

エ 略

(3) 略

2・3 略

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 略

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

練を行うために必要な数とする。

エ 略

(3) 略

2・3 略

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 略

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第131条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第142条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第131条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第142条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所



支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第131条の3及び第142条の3において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のう

支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第131条の4及び第142条の3において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のう

ち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第131条の3及び第142条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

略

(3)～(5) 略

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 略

2・3 略

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 略

2・3 略

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 略

2 サービス提供責任者は、重度障害者等

ち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第131条の4及び第142条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

略

(3)～(5) 略

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 略

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 略

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 略

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 略

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 略

2 サービス提供責任者は、重度障害者等

包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 略  
(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第125条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 略

ウ 理学療法士 又は作業療法士の数

包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 略  
(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条から第30条、第31条第4項、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第125条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 略

ウ 理学療法士、作業療法士 又は言語

は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ 略

(2) 略

2・3 略

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 略

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第131条において

聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ 略

(2) 略

2・3 略

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 略

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第131条において

準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第131条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第131条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

#### 第131条の2 略

準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第131条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第131条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

#### 第131条の2 略

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第131条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用さ

れるものに限る。)の面積を加えるものとする。第132条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

#### 第131条の3 略

(準用)

#### 第131条の4 略

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第132条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第208条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

#### 第131条の4 略

(準用)

#### 第131条の5 略

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第132条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第132条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第208条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) 略  
（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第132条の2 略

(1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 略  
（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第132条の2 略

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第132条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療

所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第142条 第10条から第19条まで、

（準用）

第142条 第10条から第19条まで、



第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第142条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（実習の実施）

第151条 略

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努

第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第142条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（実習の実施）

第151条 略

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

めなければならない。

(準用)

第155条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第155条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第155条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第155条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第155条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第155条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第155条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第155条において準用する第94

(準用)

第155条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第155条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第155条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第155条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第155条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第155条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第155条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第155条において準用する第94

条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第6

条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条、第163条第6項及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第77

0条」とあるのは「第173条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「173条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第173条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第173条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第173条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条（第1項を除く。）、第129条、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とある

条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第173条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「173条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第173条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第173条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第172条第1項の工賃」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第173条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条（第1項を除く。）、第129条、第163条第6項、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と、第24条第2項中「第

のは「第177条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第177条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第177条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第177条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第177条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第177条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第177条の6 略

(実施主体)

第177条の7 指定就労定着支援事業者

22条第2項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第177条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第177条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第177条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第177条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第176条第1項の工賃」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第177条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第177条の6 略

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第177条の7 指定就労定着支援事業者

は、過去3年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者の員数)

第177条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 略

は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者の員数)

第177条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア) 又は(イ) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア) 又は(イ) に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア) 又は(イ) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア) 又は(イ) に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 略

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

3・4 略

（実施主体）

第177条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。），指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第

5・6 略

第177条の17 削除

51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第177条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第177条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第177条の6、第177条の10及び第177条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の20において準用する第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第178条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は

(定期的な訪問等による支援)

第177条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第177条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第177条の6、第177条の10及び第177条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の20において準用する第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第178条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は



社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切に、かつ、効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第182条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 略

(指定共同生活援助の取扱方針)

第185条 略

2～4 略

(サービス管理責任者の責務)

第186条 略

社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第182条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 略

(指定共同生活援助の取扱方針)

第185条 略

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 略

(サービス管理責任者の責務)

第186条 略

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第186条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第194条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第193条 略

2 略

(協力医療機関等)

第193条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指

定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

（準用）

第194条 第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第76条，第77条，第90条，第92条，第94条及び第140条の規定は，指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第55条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と，同項第4号から第6号まで中

（準用）

第194条 第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第77条，第90条，第92条，第94条及び第140条の規定は，指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第55条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と，同項第4号から第6号まで中

「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第194条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第194条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ

「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第194条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第194条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ

ている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第194条の10

ている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第194条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては，地域連携推進会議を開催し，おおむね1年に1回以上，地域連携推進会議において，事業の運営に係る状況を報告するとともに，必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，地域連携推進会議の開催のほか，おおむね1年に1回以上，当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，第2項の報告，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には，適用しない。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第194条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第186条まで及び第189条から第193条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の11において準用する第189条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条の11において読み替えて準用する第60

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第194条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第186条まで及び第189条から第193条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の11において準用する第189条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条の11において読み替えて準用する第60条」

条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第194条の11において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第195条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第205条において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の援助（第197条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業

と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第194条の11において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第195条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第205条において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第197条第

者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により，当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第196条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切に，かつ，円滑に提供することにより，利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切に，かつ，効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第205条 第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第76条，第77条，第90条，第92条，第94条，第140条，第182条から第186条まで，第187条，第188条及び第191条から第193条ま

1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により，当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第196条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切に，かつ，円滑に提供することにより，利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第205条 第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第77条，第90条，第92条，第94条，第140条，第182条から第186条の2まで，第187条，第188条及び第191条から第193条までの規



での規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第205条において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第205条において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第205条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第205条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第205条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第205条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」

定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第205条において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第205条において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第205条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第205条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第205条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第205条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるもの

と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第206条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第6項，第125条第6項及び第7項，第135条第6項，第146条第4項並びに第157条第4項（第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は，第80条第1項第3号及び第7項，第125条第1項第2号及び第8項，第135条第1項第3号及び第7項，第146条第1項第3号及び第5項並びに第157条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち市長が定めるものを1の事業所であるとみなし

とする。

(従業者の員数等に関する特例)

第206条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第6項，第125条第6項及び第7項，第135条第6項，第146条第4項並びに第157条第4項（第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，一人以上の者を常勤でなければならないものとするすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は，第80条第1項第3号及び第7項，第125条第1項第2号及び第8項，第135条第1項第3号及び第7項，第146条第1項第3号及び第5項並びに第157条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち市長が定めるものを1の事業所であるとみなして，当該1の事業所とみなされた事業

て、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) 略

(従業者の員数)

第209条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上  
（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) 略

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 略

(管理者)

第210条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただ

所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとするすることができる。

(1)・(2) 略

(従業者の員数)

第209条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) 略

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 略

(管理者)

第210条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただ

し、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第212条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第212条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項及び第3項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事

し、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第212条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第212条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項及び第3項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事

業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第212条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第212条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 略

（電磁的記録等）

第213条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他こ

業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第212条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第212条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 略

（電磁的記録等）

第213条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他こ

れらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20並びに第212条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20、第194条、第194条の11、第205条並びに第212条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第183条第1項（第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

れらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第131条、第131条の5、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20並びに第212条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の5、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20、第194条、第194条の11、第205条並びに第212条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第183条第1項（第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第2条 当分の間、第1号の市長が定める者を含む利用者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に定める数を合計した数以上とする。

(1)・(2) 略

2 略

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第7条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第194条又は第205条において準用する第60条の規定を適用する場合にあっては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から付則第5条に定める期間内に付則第6条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(居宅介護等の利用に関する特例)

第9条 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービ

付 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第2条 当分の間、第1号の市長が定める者を含む利用者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)、理学療法士、言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に定める数を合計した数以上とする。

(1)・(2) 略

2 略

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第7条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第194条又は第205条において準用する第60条の規定を適用する場合にあっては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から付則第5条に定める期間内に付則第6条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第5項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(居宅介護等の利用に関する特例)

第9条 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービ

ス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) ・ (2) 略

ス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) ・ (2) 略

第2条 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第9章 略         第10章～第16章 略 付則	目次 第1章～第9章 略 <u>第9章の2 就労選択支援</u> <u>第1節 基本方針（第144条の2）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第144条の3・第144条の4）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第144条の5）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第144条の6—第144条の9）</u> 第10章～第16章 略 付則



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) 略

(3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(17) 略

2 略

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第4章、第5章及び第8章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切に、かつ、効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

(準用)

第144条 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) 略

(3) 支給決定障害者等 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(17) 略

2 略

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第4章、第5章、第8章、第9章及び第10章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切に、かつ、効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

(準用)

第144条 略

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第144条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価

及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

第144条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を1.5で除じた数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

##### (準用)

第144条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

##### (準用)

第144条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (実施主体)

第144条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同

等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第144条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第144条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要

に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第144条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条(第2項第1号を除く。)、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条及び第140条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第144条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条の9において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第144条の9において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第144条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第144条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第144条の9」

(就職状況の報告)

第154条 略

(準用)

第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第128条及び第129条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第167条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第168条において

と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第144条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第144条の9において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

(就職状況の報告)

第154条 略

(就労選択支援に関する情報提供)

第154条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第128条、第129条及び第154条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第167条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第1

準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第168条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第168条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第168条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第168条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条、第163条第6項及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは

68条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第168条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第168条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第168条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第168条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条、第154条の2、第163条第6項及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2

「第173条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第173条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「173条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第173条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第173条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第172条第1項の工賃」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第173条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86

項」とあるのは「第173条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第173条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「173条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第173条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第173条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第172条第1項の工賃」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第173条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86

条，第89条，第90条，第92条から第94条まで，第128条（第1項を除く。），第129条，第163条第6項，第164条から第166条まで及び第169条の規定は，基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と，第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第177条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第177条において準用する第20条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第177条において準用する第90条」と，同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第177条」と，第94条第1項中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と，第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第176条第1項の工賃」と，第164条第1項中「第168条」とあるのは「第177条」と，「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるも

条，第89条，第90条，第92条から第94条まで，第128条（第1項を除く。），第129条，第154条の2，第163条第6項，第164条から第166条まで及び第169条の規定は，基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と，第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第177条において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第177条において準用する第20条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第177条において準用する第90条」と，同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第177条」と，第94条第1項中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と，第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第176条第1項の工賃」と，第164条第1項中「第168条」とあるのは「第177条」と，「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と



のとする。

読み替えるものとする。

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### (経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第186条の2（新条例第205条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第194条の10の規定の適用については、新条例第186条の2第2項及び第3項並びに第194条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第186条の2第4項及び第194条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

### (提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。